

鳥取県告示第 898 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 19 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
有限会社あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	平成 18 年 11 月 30 日